

昭和49年商業統計調査

指定統計 商業調査票乙 第23号

(個人商店用)



※票番	◎産業分類

○市区町村番号	○基本調査区番号	○商業調査区番号	○商店番号

1. 商店名及び商店所在地 (電話 局 番) 店名 商店所在地 都道府県 市区郡 丁目 番地 号 ビル階		7. 年間商品販売額 (1) 昭和48年5月1日から昭和49年4月30日までの1か年間の販売額を記入してください (2) 本店の場合は本店分のみ販売額(支店への振替分は卸売として含めます)を記入してください (3) 商品名、分類番号は申告用「商品分類表」によって、金額の多いものから順に記入してください	
2. 商店の本支店別 該当する番号を○でかこんでください 1. 単独店(支店を持たない商店) 2. 本店(支店を持っている商店) 3. 支店		分類番号 商品名 卸売・小売のうち該当する方を○でかこんでください 十億 億 千万 百万 十万 万円 千円	
3. 商店の開設年 (1) 該当する番号を○でかこんでください (2) 2.に該当する場合はその年を、また、3.に該当する場合はその年及び月を記入してください		(卸売・小売) (卸売・小売) (卸売・小売) (卸売・小売) (卸売・小売) (卸売・小売) 合 計	
4. 営業形態 小売業のみ記入してください (1) 該当する番号を○でかこんでください (2) セルフサービスとは、あらかじめ包装され値段がつけられている商品を店に備えられたバスケットなどにより、客が自分で取り集め、売場の出口などに設けられた勘定場で一括して代金の支払いを行う方式をいいます		1. セルフサービス店(売場面積の50%以上のもの) 2. 製造小売店 3. 割賦販売店(製造小売店を除く) 4. 1,2,3.以外の小売店	
5. 売場面積 小売業のみ記入してください 坪を平方メートルに換算する場合は3.3を掛けて計算し、端数は四捨五入してください		8. 修理料、サービス料、仲立手数料の収入額 昭和48年5月1日から昭和49年4月30日までの1か年間の収入額を記入してください	
6. 従業者数 昭和49年5月1日現在		9. 商品手持額 昭和49年5月1日現在の手持額を記入してください 製造小売の商品については、その原材料及び半製品を含めます	
区 分 男(人) 女(人) 計(人) 百 十 百 十 百 十 イ. 個人事業主及び家族従業者 ロ. 常時雇用従業者 イ、ロの合計		備考 申告者の記名及び押印 調査員押印	

3. この調査は、統計法(昭和二十二年法律第十八号)に基づく指定統計調査で、すべての商店は申告の義務があり、また、この調査票は、商業統計表を作成するために使用するものであって、個々の調査票は、徴税その他直接申告者に不利な関係を生ずるような目的に使用されることは絶対にありません。また、調査の事務に従事する者が調査の内容を他に明らかにすることは法律により固く禁じられております。この調査票はつぎのような経路をへて通商産業省へ提出されます。

申告者(調査員経由)↓市区町村↓都道府県↓通商産業省

裏面の記入注意をよく読んで記入してください。
 この調査は、事業所ごとの調査ですからこの事業所(店舗)だけに記入してください。
 ◎欄は商業調査員又は市区町村で記入してください。◎欄は都道府県で記入してください。◎欄は記入しないでください。

記入注意

一般事項

- 1 調査票には、青インキ又は黒インキを用いて、明りように記入してください。
- 2 調査の期日（昭和49年5月1日）に休業している商店もこの調査票を提出してください。

調査事項

1 商店名及び商店所在地

- (1) 商店名は、正規の商号又は屋号を記入し、「ふりがな」をつけてください。それが無い場合には事業主の氏名を記入してください。
- (2) 一定の区画内にあるときは、「〇〇市場内」のように付記してください。

3 商店の開設年

商店の開設年とは、この店が現在の場所で現在の事業を始めた年をいいます。

4 営業形態

- (1) セルフサービス店とは、売場面積50%以上について、(イ)あらかじめ包装され値段がつけられている商品を(ウ)店に備えつけてあるバスケットなどにより客が自分で取り集め(エ)売場などの出口に設けた勘定場で一括して代金の支払いを行う販売方式を採用している小売店をいいます。
- (2) 製造小売店とは、自店内で製造した商品を、主としてその場で小売する商店をいいます。
- (3) 割賦販売店とは、総販売額の50%以上について割賦販売（購入者から代金を2か月以上の期間にわたり、かつ3回以上に分割して受領することを条件として商品を販売すること）を行っている小売店をいいます。なお、「ローン販売」もここに含めます。
- (4) 1.2.3.以外の小売店とは、上記セルフサービス店、製造小売店及び割賦販売店以外的小売店をいいます。

5 売場面積

- (1) この店が商品を販売するために使用している売場の延床面積数を記入してください。
- (2) 売場面積にはショーウィンド、客用の接待場所、階段、通路、洗面所を含め、事務室、倉庫及び自動車、植木、石材、観賞魚などの屋外展示場、養魚池

などは除いてください。

- (3) 自店内製造の商品を販売している小売業者の場合は、商品を製造するための作業所及び薬局の調剤室の面積は含めないでください。
- (4) ガソリンステーションは記入の必要はありません。

6 従業者数

- (1) 従業者とは、昭和49年5月1日現在（又はこれに最も近い給与締切日）で、主としてこの店の業務に従事している者をいいます。
- (2) 「家族従業者」とは、事業主の家族であって、給与を受けないで主としてその店の業務に従事している者をいいます。
- (3) 「常時雇用従業者」とは、一定の期間を定めないで、又は1か月をこえる期間を定めて雇用している者をいいます。個人事業主の家族であって給与を支払われている者もここにはいります。また、日日又は1か月以内の期間を限って雇用した者でも昭和49年3月、4月のそれぞれの月において18日以上雇用した者はここに含めます。

7 年間商品販売額

(1) 分類番号及び商品名

- イ 商品名は別紙の商品分類表に記載された太字の名称によって、卸売したときは卸売部門の商品名を、また小売したときは小売部門の商品名を、分類番号とともに記入し、卸売、小売の区分を○でかこんでください。
- ロ 取扱商品（商品分類表による商品区分）が2つ以上ある場合は過去1か年間の販売額の多いものから順に記入してください。なお、販売額が小さい商品については総額の1割をこえない限度で一括して便宜「その他」という名称で最後の欄に記入しても差し支えありません。
- ハ この分類表のどこに入るかわからないときは、その具体的な商品名（商標名でなく一般的な名称）を記入し、卸売、小売の区分を○でかこんでください。

(2) 年間商品販売額

- (A) 商品販売額は、つぎの事実があったとき、その代金の全額を計上します。
- イ 販売の目的で商品を引き渡したとき、又は商品の代金全額を受け取ったとき
- ロ 割賦販売の場合は、商品を引き渡したとき
- ハ 他に販売を委託した場合は、受託者より販売済みの通知があったとき、又は受託者よりその代金を受け取ったとき
- ニ 試用販売の場合は、購入の申出があり契約が成立

したとき、又は代金の入金るとき

- ホ 商品券を販売した場合は、商品販売額に計上しないで、その商品券によって商品を引き渡したとき
- (B) つぎの金額は商品販売額に含めます
- イ 他から商品販売の委託を受けている場合は、その受託品の販売額
- ロ 商店で自己製品の卸売（製造卸）も行っている場合の自己製品の卸売販売額
- ハ 家計用に自家消費した商品の代金

8 修理工料、サービス料、仲立手数料の収入額

- (1) 販売商品に関連した修理、その他のサービスを行っている場合、又は商品売上の仲立を行っている場合は、その手数料収入額を記入してください。
- (2) 「業務内容」欄には、例えば「時計修理」、「現像、焼付」、「電気工事」、「牛馬仲立」などのように具体的に記入してください。

9 商品手持額

商品手持額は、調査日（昭和49年5月1日）現在でこの店が販売の目的で保有しているすべての手持商品（製造小売の原材料、半製品を含む）の総額を記入してください。調査日現在によるのが困難な場合は、最寄りの決算日又は棚卸日現在によっても差し支えありません。

商品手持額はつぎのようにして記入します。

- (1) 商品手持額の評価は原則として仕入原価によります。ただし、それが困難な場合は仕入れ時価によっても差し支えありません。
- (2) 営業倉庫又は他の場所にある自家用倉庫、置場などに保管している商品も含めます。
- (3) 買入れ商品が調査日現在において輸送中であつたり、また売手の手元にある場合でも商品手持額に含めます。
- (4) 他から販売を委託されている商品（受託品）は、この店の商品手持額に含め、他へ販売を委託している商品（委託品）は、この店の商品手持額に含めません。受託品の評価は販売価格から手数料を差し引いた価格によります。
- (5) 試用販売のため、一般家庭などへ保管を依頼した商品は商品手持額に含めます。

備考欄

- (1) 現在休業中の商店は、その旨及び休業期間を記入してください。
- (2) その他この調査票の記載事項について、特記すべき事項があれば記入してください。